

# お店のコロナ対策はお済みですか？

専門家の助言・提案を活かして、ぜひ店舗の改善をご検討ください。  
専門家の提案書に沿う改善には、下記の助成金が交付されます。



【飲食店のテーブルに飛沫防止パネルを設置した例】

## 繁盛店創出事業 (新型コロナ感染防止対策) 《助成手続きの流れ》

- ① 申込み（裏面の申込書使用）
- ② 専門家派遣
- ③ 専門家の提案
- ④ 改善実施
- ⑤ 改善報告・助成金申請
- ⑥ 現場確認（専門家派遣）
- ⑦ 助成金請求・交付

## 1 申込資格

申込時点で大田区内に開業している小売店・飲食店・サービス業店（個人事業主または中小企業）。ただし、1事業者に1店舗のみ申込可。

※風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律適用業種を除きます。

## 2 助成対象経費

新型コロナウイルス感染防止を目的とした各業種によって定められたガイドラインに記載されているもの等のうち、次の経費。

- (1) 仕切り板、商品陳列時のカバー等、店舗内外改装工事費
- (2) サーモカメラ、サッカー台（購入品等の荷造り台）などの備品購入費
- (3) 消毒液、マスク、フェイスシールド等の消耗品購入費（助成総額の2割まで）
- (4) 感染防止対策の実施を顧客に周知する看板、チラシ類作成、HPのコンテンツ追加などの広告宣伝費

※他の団体等が実施する制度で助成対象とするものに、本支援の助成を充てることはできません。

## 3 助成額

店舗に派遣された専門家が各業種のガイドラインを踏まえた提案書を作成します。

この提案書により改善を実施し、助成金申請すると助成対象経費の実費（消費税を含まない）の10/10に相当する額を最高10万円まで交付します。  
※助成金申請後に、専門家の店舗改善確認があります。

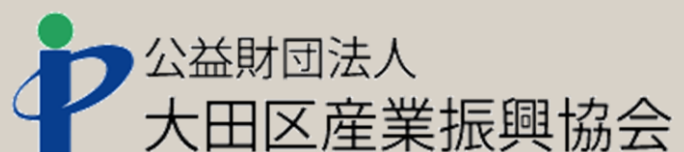
## 4 申込期間

令和2年7月1日（水）～令和3年2月28日（日）  
※件数が200件に達した時点で、受付を終了します。

## 5 申込方法

裏面の申込書をFAXか、E-mailに添付し送付してください。

《申込・問い合わせ先》



商い・サービス産業担当  
〒144-0035 大田区南蒲田 1-20-20  
電話：03-3733-6401

E-mail：[akinai@pio-ota.jp](mailto:akinai@pio-ota.jp)

FAX：03-3733-6459